

令和8年台風第25号による被害に対する支援等を求める意見書

令和8年台風第25号は千葉県内各地に甚大な被害をもたらし、本市においても浸水、冠水、土砂災害、倒木等の被害が発生した。特に、印旛沼周辺地域においては、堤防の決壊により、住宅や農地への浸水、道路の冠水、農業用施設の損壊等の甚大な被害が発生しており、迅速な被災者支援と早期の復旧・復興が求められる。

また、広い市域にわたり、農業事業者をはじめ各事業者は事業の継続が危ぶまれる極めて深刻な被害を受けており、緊急かつ手厚い支援が不可欠である。

他方、今般の台風災害においては、印旛沼の水位上昇に伴う避難指示や交通規制など、重要な災害情報の集約及び伝達に混乱が生じたものと受け止めており、今後、関係機関における情報共有体制のあり方について検証し、改善を図る必要があると考える。

よって、国及び千葉県においては、下記の事項について早急に必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

記

1. 災害救助法に基づき、迅速かつ的確に、被災者に対し、生活支援策を講じること。
2. 被災した農業事業者をはじめ各事業者に対し、事業再開に向けた実効性のある経営支援策を講じること。
3. 被災自治体が迅速かつ適切に災害復旧事業及び被災者支援策を実施できるよう、特別交付税の増額など積極的な財政措置を講じるとともに、激甚災害指定の適用、又はそれに準じた財政支援措置を検討すること。
4. 印旛沼流域における広域治水対策に関する整備・更新を推進し、激甚化・頻発化する災害に向けて抜本的な対策を講じること。
5. 関係機関が重要な災害情報をタイムリーに共有し、市町が迅速かつ的確に避難指示や緊急安全確保等を発令できる体制を早期に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

千葉県成田市議会